

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
加東市	馬瀬地区	令和4年3月10日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	21.7 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	20.1 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	2.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計(後継者が耕作するのか不明)	2.5 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計(後継者がいない)	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.2 ha
(備考)	

注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

令和3年産までは地区外から集落営農組織1団体及び認定農業者1法人が本地区の農地を耕作をしていたが、令和3年産を最後に営農組織が撤退し、農地の耕作権が所有者(8名)に戻ることになった。このため、地区外の認定農業者と調整し、新たに耕作委託を希望する4名(3.3ha)を加えた8.8haの耕作を行うことで合意した。
現在、地区内で自ら水稻栽培する農家は7軒、全て小規模耕作者であり、規模拡大を目指す者が1名、現状を維持する者が5名、耕作を縮小したい者が1名となっている。また、現状を維持する意向を持つ5名は平均年齢71歳で高齢化と後継ぎが深刻な課題である。
現時点では、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積(3.2ha)が75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(2.5ha)より多いが、後継者不在や後継者の目途はあるものの農業継承が確実とはいえない耕作者もいるため、将来を見据えた農地の受け手の確保が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の農地利用は、中心経営体が担う。
丹波篠山市の認定農業者1法人を、本地区の新たな農地の受け手として確保する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稲	8.8 ha	水稲	10.0 ha	馬瀬、丹波篠山市
認農法	B	水稲	1.2 ha	水稲	1.2 ha	加東市
	C	水稲	1.0 ha	水稲	3.0 ha	馬瀬
計	3人		11.0 ha		14.2 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

1 農地の貸付意向

集落内の自作農地は6.1haである。

2 農地中間管理機構の活用方針

集落全体で将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

3 地区外からの受け手確保に向けた取組方針

地区外の受け手と適切な協力関係を築くため、水管理、草刈りなどの役割分担やルールの見直しを検討する。

4 鳥獣被害防止対策の取組方針

地域による鳥獣害対策の集落点検(侵入防止柵や被害発生場所等)に取り組む。